

[第 28 回広陵町ごみ処理町民会議 議事概要]

日時 : 令和 3 年 10 月 5 日 (火) 14:00 ~ 15:00	
場 所	クリーンセンター広陵 3階 研修室 (大)
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元及び周辺大字との協定書の見直しについて ・ その他
－開会－	
事務局からの説明事項	
鍵谷会長あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3回 (第 25 回～第 27 回) 書面審査しているが、前回 (会場での開催) は令和元年 11 月であることから、今回の開催は約 2 年ぶりとなる。書面で審査になると、1 回程度読んでも頭に残らないと思うのが本音である。実際に説明を聞いて、協定書の最終案とさせていただきます。
町長あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンセンター広陵は来年 3 月に協定期間が満了する。今日、操業に協力いただいた、古寺区・広瀬区・中区・百済区の地元 4 カ大字の皆様におかれては厚く御礼申し上げます。コロナウイルス感染症蔓延で地元説明会も中々進まなかったが、区長様と色々と相談させていただいた中で協定書案も、ある程度の案の整理ができた。協定書案について、本日ごみ処理町民会議にご審議いただいてご承認いただきたい。承認後、議員へ説明し了承を得た上で、各大字の地元の説明を実施した後に、最終的には議会議決をいただきたい。年内に協定書の締結をしたいと考えている。限られた時間ではあ

		<p>るが、忌憚のない意見をよろしく願 いする。</p>	
<p>事務局による資料確認</p>			
<p>【議事概要】</p>			
<p>地元及び周辺大字との協定書の見直しについて</p>			
<p>発言者</p>		<p>回答者</p>	
<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から議事の説明をお 願いしたい。 	<p>事 務 局</p>	<p>○「広陵町新清掃施設操業停止後 における中継施設活用等に関する協 定書（案）」について</p> <p>地元及び周辺大字と広陵町とで 現施設の一部を中継施設として 活用することに関し協定を締結 させていただくものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 条（現施設の操業の終了の 確認）について 平成 1 7 年 5 月 2 日に地元及び 周辺大字及び広陵町と締結した 「広陵町新清掃施設設置及び操 業に関する協定書」の第 3 条第 1 項の規定に則り、操業は令和 4 年 3 月 1 8 日をもって終了 し、同日後においてごみの処理 は行わないものとする。 ・ 第 2 条（中継施設としての活用） について 第 1 項では、当初に締結した協 定書に基づき設置された現施設 の一部をまほろば環境衛生組合 が広陵町及び安堵町の不燃ご み、粗大ごみ及び資源ごみ（容 器包装プラスチックごみを除 く。）につき、また広陵町の一

		<p>般家庭の持ち込みにつき、それぞれ積み替えるために活用するものとする。</p> <p>第 2 項では、活用する施設は、リサイクル施設、車庫、通路及び駐車場を基本とし別図に示す赤枠以外の施設及び場所とする。</p> <p>第 3 項では、活用の期間として、天理市での山辺・県北西部広域環境衛生組合における処理施設操業の終了までとする。</p> <ul style="list-style-type: none">第 3 条（広域組合処理施設稼働までの間のごみの取扱い）について 広域組合による処理施設の操業が開始されるまでの間、広陵町のすべてのごみの積み替えのために現施設を活用するものとする。第 4 条（安全の確保）について 第 1 項では、広陵町は施設の運営に当たり管理を徹底し、安全の確保に努めるものとする。 第 2 項では、当初に締結した協定書の第 5 条により設置した公害監視委員会は、ごみ対策委員会と名称を変更の上、継続するものとする。第 5 条（環境整備）について 第 1 項では、当初に締結した協定書の第 4 条で定まった環境整備事業のうち未了の事業については、誠意をもって履行するものとする。 第 2 項では、第 1 項の環境整備
--	--	---

		<p>未了事業について、地元及び周辺大字さんにおいて、別の事業への変更を希望する場合は、双方協議し、合意を形成して整備を実施するものとする。</p> <p>第 3 項では、第 3 条の規定により、広域化施設の操業が開始されるまでの間は広陵町の全てのごみの積み替えのために現施設を活用することから、引き続き地元及び周辺大字に令和 3 年度と同額の環境整備費を支払うものとする。広域化施設の稼働後については、引き続き地元及び周辺大字と協議をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 条 (施設の整理と跡地利用) について <p>第 1 項では、当初に締結した協定書の第 7 条に定めます跡地利用については、同協定書の第 9 条第 2 項に定める「広陵町ごみ処理町民会議」において引き続き協議のうえ、町長に対し提言するものとする。</p> <p>第 2 項では、広陵町は前第 1 項の提言を受理した場合に、直ちに検討に着手し、提言の受理から 3 年を経過する日までに跡地利用を決定するものとする。第 3 項では、跡地利用については、クリーンセンター及びクリーンセンター南側町有地を含めて協議するものとし、不要となる施設については、跡地利用が決定された後、速やかに広陵町にお</p>
--	--	---

		<p>いて責任をもって撤去するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>・ 第 7 条（市町村合併があった場合の対応）について</p> <p>広陵町は、本協定締結後において市町村合併の協議を行うときは、この協定に定める事項の履行を確保することを合併協議書に明示するものとする。</p> <p>・ 第 8 条（ごみ処理基本計画）について</p> <p>広陵町は、「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民に対しごみ減量及び資源化の推進を常時啓発するものとする。</p> <p>・ 第 9 条（協定の見直し）について</p> <p>この協定締結の日から 10 年ごとに本協定内容の見直しの要否について検討するものとする。</p> <p>・ 第 10 条（協議）について</p> <p>この協定に定める事項で疑義が生じた場合及び変更すべき事項が生じた場合は、地元及び周辺大字と広陵町が協議するものとする。</p> <p>・ 第 11 条（議会の議決）について</p> <p>この協定は、地方自治法第 96 条の規定に基づき広陵町議会の議決のあった日から効力を生ずるものとする。</p> <p>なお、立会人として、議会の議長にお願いする予定である。</p> <p>・ 協定書見直し案を地元及び周辺大字との説明会で報告させてい</p>
--	--	--

			ただき、年内を目標に締結できるように進める。
発言者		回答者	
会長	<ul style="list-style-type: none"> 質問について、あまり条文の上下の質問をすると、解らなくなるので、一条ずつ質疑をしていく。 <p>(第1条について質問なし)</p>		
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第2条の3項での、広域組合における処理施設の操業の終了と書いているが、具体的な年月は書かないのか。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 天理教から借りる日が、平成28年の4月から60年間天理教から敷地を借りるとなっているので、具体的な日は記入していない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な日が記載されていないが区長の方々はこれで良いのか。 		
会長	<ul style="list-style-type: none"> 書いてないケースもある。最近は長い期間、借りるのが増えてきている。プラントの寿命期間が長くなってきているので、60年間はこの土地を使えるということになる。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 会長の仰るとおり、天理広域の運営の期間は25年である。借地としては60年間の契約である。運営期間の25年後は、再度、契約するかは協議される。
		町長	<ul style="list-style-type: none"> 天理市での施設の建設で、1回目の入札を行ったときに成立しなかった、そのおかげで1年半工事が遅れたので、そういった事態もあるので契約は60年間の運営は25年間となっている。その間で、社会状況が変わるので運営は25年刻みで契約を行うので、明確にいつまでと記入していない。

委員	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 条について、広域組合の処理施設の操業が開始されるまでの間の期間は記載がないが。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 5 月稼働と聞いている。先ほどの分と同じで遅れる場合があるので、明確にいつまでと記入はしていない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 条について、公害監視委員会をごみ対策委員会に名称を変更されているが、これは町の方からのアクションからの案か、公害監視委員会からの案かどちらか。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 地元区長さんが（協定書の見直し協議に）寄っていただいた時に、公害監視委員会は公害を監視する立場であるが、公害を監視しているのに公害が出てしまうと、何を監視しているんだと、言われている。今後は操業をしないので、公害は出ないことからごみ対策委員会と提案したとお聞きした。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 私の思いは、行政と地元は目線は同じで上下はないと思っている。出来たらごみという言葉よりも施設のまちづくりと言う事で、まちづくり検討委員会や環境まちづくり委員会で、考えていただいたらどうか。 		
会長	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりと言うのも 1 つの案であるが、あまりにも大きくなりすぎて手を離れてしまうかもしれない。確かにまちづくり検討委員会として中に、ごみ対策とか環境美化対策とかが入るが、どうか。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりは町での担当は企画政策課でやっており、総合的なまちづくりをしている。また環境であれば環境対策課で不法投棄とかの審議する委員会がある。こういう施設であるのでごみ対策委員会がいいのかなと提案させていただいた。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 次回の今月末の公害監視委員会でも、この話は出るのか。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 公害監視委員会で提案させていただく。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理町民会議で、この意見が出たと紹介をお願いしたい。 		

委員	<ul style="list-style-type: none"> 8月に地元区長と町長と協議している中で議論をした。会長が仰るとおり、環境委員会とかの名称であまり広げてしまうとピントがずれて話がまとまらなくなるので、部長が言われたごみ対策委員会で提案した。地元から公害監視委員会で監視しているのに、公害が出たと言われていたので名称変更をお願いした。 		
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第5条について、環境整備事業の未了の事業についてと書かれているが、未了事業は具体的に記入は必要ないのか。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 各大字の要望があり、環境整備も各大字で違うので、各大字で町担当者と毎年協議検討をしている。出来ることから消しているという状況である。また、ここに記入するとかなりの項目になるので記載していない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 地元としては、町担当者と確認をして把握している。 		
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第6条について、ごみ処理町民会議が跡地利用についてと出ているが、協議はしてない、提言を出してから3年を経過する日までと記載があるが、2年も3年もかかれば先が見えない中で期限を区切っていただきたい。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 提言書であるが、町民会議が町長に提出するまでには、それほど期限はかからないと思う、平行して提言書を作っていく町長に提出する予定である。提出してから3年を経過するまでに跡地利用を決定するという形であるので、委員が言われた、提言書を作るのに長い日が掛かればいくらでもずれるのではとの意見と思うが、提言書は町長に迅速に提出する予定である。

委員	<ul style="list-style-type: none"> 提言書は、もう決まっているような言い方に聞こえる。それは私達がこれから審議するので、1、2回の審議で、はいそれで終了とは違うと思う。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 後ほど説明させていただく予定であったが、町民会議での協議は、残りは跡地利用についてとなっている、その中で事務局の提案であるが、町民会議での跡地利用の議論は一旦終わり、別に跡地利用検討会を立ち上げて、その中で検討していくと、提言書のなかではこうすると決められないと思うので、別に跡地利用検討会を立ち上げてそこで検討していこうと考えている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 提言書は作成するが、具体的に跡地を利用する計画の中でも色々な手続きがある。 		
副会長	<ul style="list-style-type: none"> 少し確認するが、ごみ処理町民会議は協定書に記載の協議をしていき結論をしていく場である。跡地利用の検討委員会を別に作ると言われたが、そこをしっかりと決めて最終はごみ処理町民会議を打ち切っていくのを具体的に決めていく必要がある。平成17年の協定・中継施設の協定や宿題に残っている未了事業の事をきっちり決めていき、誤解のないようにしなければならないと思う。事務局はきちんと区別をお願いします。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 事務局の思いは、最終に町長に提言書を提出するので、町民会議では一旦終わりかなと思う。しかし、その中に跡地利用については別途、跡地利用検討会を設けて担当部署があるので、そこで協議をしてと考えております。但し、これについては町民会議の委員様にお諮りして協議させていただく考えである。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 跡地利用検討会は基本的な計画や具体的な計画みたいなものを作るのか。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 事務局のなかでは、跡地利用検討会については、当然、地元区長様、公募委員のなかで賛同し

			<p>ていただいた委員、町会議員の皆様にも入っていただくという形になっていくと考えている。今後町民会議の中でお諮りしていきたいと思っている。</p>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記憶違いかもしれないが、確か跡地は教育文化施設・福祉施設等が書いてあったと思うが、そういうものを町民会議で具体的にどうのこうの言う前に、それを作りなさいと、提言まで持っていかなければならないと思う。そこをきちっとしなければならぬ。事務局の意見を聞くと跡地利用検討委員会で持って行き議論をして決めて決定すると。最初に言いましたが、期日を決めて何時までに出しなさいと決めないと、そのうち熱が冷めてきてなんとかなるとの思いが出ている。少し不信感がある。こういう事は、さっさと時間をかけないですべき。 	<p>町長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 跡地利用は4カ大字の地元の皆さんとの思いで跡地利用の表現を最初の協定書となっている。クリーンセンターをどのように作っていくのかとの話からスタートして、ただ処理はできないので、跡地を活用して15年限りで撤去してその後に地元にとって、歓迎される施設を作りたいという願いがある。そういった中でごみ処理町民会議ではこの跡地利用について提言書をまとめてもらう作業は最後までやってもらいたいと思う。地元4カ大字の意向をしっかりと踏まえてもらって決めてもらいたいと思う。提言が出されたら、ごみ処理町民会議における協議は、ごみ処理施設は完了し跡地利用は提言をいただいたら役目は終わりとなるので、その提言を受けた町側がその跡地利用をどう進めていくかと言うのは3年以内でまとめよとなっているので、部長が言ってるのは3年までの間にどういう組織でまとめていくかという事になっていくと思う。そういう2段階を考えていただきたいと思っている。町民会議では跡地利用と提言書を最後までよろしく願

			したい。
会長	(第7条、第8条について質問なし) ・ 第9条について、前の協定書の見直し期間はいつになっていたか。	事務局	・ 前の協定書は15年ごとに見直しになっていたが、今回は長すぎるとの意見をいただいたので、10年ごとに見直しの要否を検討するとなっている。
会長	(第10条について質問なし) ・ 第11条について、議会の議決は提言書のことを指しているのか。	事務局	・ 提言書とは別に協定書を締結してから、この内容で議会に上程して可決をもらう形になる。
会長	・ 何か質問はありますか。(なし) ・ 現状、他に質問はないようであるが、後々質問したいことがあれば、事務局にお声がけいただきたい。 それでは、町民会議ではこの内容で協定書は承認されたので結論とさせていただきます。		
※その他について			
		事務局	・ 町長の挨拶の中でもあったが、今後の予定についてご報告させていただく。町民会議にも5名の議員さんに参加いただいているが、まずは10月25日に開催される議員懇談会で全議員さんに対して、協定書の見直し案を説明させていただく。次に地元及び周辺大字の区民説明会をさせていただき、年内を目標にそれぞれ協定書見直しの締結をさせていただきたいと考えている。日程であるが、区長さんと協議させていただいた結果、古

		<p>寺区さんは令和3年10月30日・中区さんは11月6日・広瀬区さんは11月13日・百済区さんは11月20日である。最終的に、この協定書の第11条で議会の議決を得ることと規定しているので、全ての大字さんと協定書の締結が終われば、議会に議案として上程させていただきご可決いただけるよう取り組んでまいりたいと考えている。また、今後の町民会議であるが、町民会議から最終提言書として町長に提出することとなっているので、作成した後、委員のみなさんに確認いただきたいと考えている。</p>
<p>副会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナウイルス感染症対策のため、1時間という短い時間での審議であったがやむをえないと思う。この協定が締結できるように町民会議で審議し決定したと思う。ただし、平成17年協定書については不履行の事業が残っているので、完了できるようにしていただきたい。当時の協定書の中での出来ない事業については見直しをして地元の中から、違う事業に変更してほしいとか聞いているので、その事も踏まえて十分協議をしていただいて、まずは平成17年協定をきちり履行していくのが一点だと 	

[第 28 回広陵町ごみ処理町民会議 議事概要]

	思う。そして、協力していただいた地元環境整備費を令和 3 年度と同額を支払うと記載しているので、町長にはしっかり守っていただきたい。		
会長	・ それでは、これでごみ処理町民会議を終了させていただく。		
－開会－			